

PTA への加入は任意であることを徹底する立法を検討するに当たって
まず整理すべき事項について（メモ）

- PTA の組織、運営等について定める法律はなく、その法的な位置付けについては、任意団体・自主的な団体と整理されており、その運営の在り方や活動内容は、地域の実情等に応じて自主的に決めていくものとされている。資料 1（国会会議録）・資料 2（社会教育審議会報告）

※ PTA は、一般的には社会教育法上の社会教育関係団体に該当するものの、社会教育関係団体の組織、運営等についても法律で規律はされていない。

- PTA への加入を義務付けるような法律はなく、また、結社の自由の趣旨に反するような慣習は法的に認められないことから、PTA が任意により加入する団体であることは法的には明らかとなっている。

※ 結社の自由（憲法第 21 条第 1 項）は、団体を結成しそれに加入する自由、その団体が団体として活動する自由はもとより、団体を結成しない、もしくはそれに加入しない、あるいは加入した団体から脱退する、という自由をも含む資料 3（芦部信喜「憲法」）。強制加入制度が許容されるのは、公益上の必要性等がある場合に限り、その根拠は法律により定められている（弁護士会、健康保険組合等）。

※ 現行法でも、意に反して強制的に加入させたり、又は、脱退を妨げたりしているような場合などには、違法の評価（不法行為等）を受ける可能性。



- PTA の法的な位置付け等を踏まえると、PTA への加入は任意であるべきことを、法律で定めることは適当なのかとの指摘があり得るのではないか。

→ PTA は、現在において法的に任意加入の団体であることから、任意加入である旨を法律で定めても法的な位置付けや効果に全く変更はなく、また、法律で規律を及ぼすこととはされていない自主的・任意的で組織の形態も自由な団体に対して、加入の在り方について規律を及ぼすこと

は困難であると考えられる。にもかかわらず、立法により対応する場合には、どのような措置を講ずるのか慎重な検討が必要となるとともに、その必要性や合理性について十分な説明をする必要があるが、どのようにするか。

- なお、PTA への加入が任意であることの周知等に関する取組み（運用）については、[資料4（教育委員会の通知等）](#)を参照。